

甲A第60号証-2

日本語訳(抄訳)

国際連合
市民的及び政治的権利に関する国際規約

CCPR
配布 制限有り※

CCPR/C/78/D/1014/2001

2003年9月18日

原文：英語

自由権規約委員会
第78セッション
2003年7月14日-8月8日

見解

通報 No.1014/2001

通報者 オマール・シャリフ・バダン氏 (代理人弁護士ニコラス・ポインダー)

被害者 通報者及び息子バワン・ヘマン・バダン

締約国 オーストラリア

通報日 2000年12月19日 (最初の提出)

参照文書 2001年9月20日締約国に送信された特別報告者規則 86/91 決定 (文書の形式では発行されていない)

見解採択日 2003年8月6日

2003年8月6日、自由権規約委員会は、No.1014/2001の通報に関し、選択議定書5条4項に基づいてその見解を採択した。見解の本文は本書面に添付される。

(中略)

提出された事実

2.1 通報者は、イラクではクルディスタン愛国同盟 (PUK) の活動的なメンバーであり、クルディスタン民主党 (KDP) から脅迫を受け、イラク北部で暗殺を実行するために派遣されたイラクのムハバラート作員の標的になっていたと主張している。

2.2 1999年6月15日、通報者とその息子は渡航書類を持たずにオーストラリアに到着

し、1958年移民法第189条(1)に基づき入管収容所に収容された。1999年6月28日、二人は難民認定を申請した。1999年7月7日、通報者は移民・多文化問題局(DIMA)の職員による聴取を受けた。

2.3 1999年7月13日、DIMAは通報者の申請を却下した。1999年9月6日、難民審判所(RRT)は、DIMAの決定に対する通報者の異議申立てを棄却した。1999年9月10日、DIMAは通報者に対し、通報者のケースは、人道的な理由でオーストラリアに在留することを許可する大臣の裁量行使の要件を満たしていないと勧告した。2000年4月12日、連邦裁判所(ウィトラム J)はRRTの決定に対する通報者の司法審査申請を棄却した。

2.4 2000年7月24日、通報者は他の被拘禁者と共にシドニーのヴィラウッド収容所のレクリエーション室でハンガーストライキに参加した。2000年7月26日、ハンガーストライキ参加者は、電源と外部との接触を断たれたとされる。ボトルに詰められた薬物入りの水が供給されたとされる。看守は騒音を出すことによって、ハンガーストライキ参加者から強制的に睡眠を奪ったとされる。2000年7月27日、ハンガーストライキ参加者(及び通報者の息子)は強制的に、西オーストラリアのポートヘッドランドにある別の収容所に移送された。ポートヘッドランドでは、通報者と息子は窓もトイレもない隔離房に収容された。隔離収容されて5日目(息子には到着翌日から定期的に食事が与えられた)、通報者はハンガーストライキを中止し、8日後に房から出された。隔離期間中、通報者は法律家へのアクセスが拒否されたと主張する。2000年8月15日、通報者と息子は連邦裁判所大法廷における審理に出席するため、シドニーのヴィラウッド収容所に戻された。

2.5 2000年9月21日、連邦裁判所大法廷は、連邦裁判所の判決に対する通報者の追加上訴を棄却した。同日、通報者らはオーストラリア高等法院に控訴特別許可申請を行なった。

2.6 2001年6月、通報者とその息子はヴィラウッド収容所から脱走した。現在の正確な所在は不明である。2001年7月16日、オーストラリア高等法院の事件係は、2001年10月12日に通報者の事件の審理を行うと記録した。2001年10月15日、高等法院は通報者とその息子の所在が確認されるまで、通報者の異議審の審理を延期した。

申立て

3.1 通報者は、ハンガーストライキ中の待遇、強制移送、ポートヘッドランド到着時に息子に食事が提供されなかったこと、および13日間にわたり隔離拘禁されたことが第

7 条に違反すると主張する。第 2 に、通報者は、自分と息子のイラクへの強制送還は、同国での過去の経歴により、必然的かつ予見可能な形で、拷問または「深刻な虐待」にさらされることになり、締約国による第 7 条違反を生じさせると主張している。さらに、通報者は、イラクにおける人権に対する重大、悪質または膨大な違反の一貫したパターンが存在するという命題のために、さまざまな報告書を参照している。

3.2 通報者は、入国時に義務的に収容され、裁判所または行政当局が釈放を命じることができないことは、委員会が A v. Australia で認定したように、第 9 条 1 項および 4 項に違反すると主張する。通報者は、長期に及んだ収容を正当化する理由が、締約国によって提示されていないことを指摘する。

(中略)

本案の検討

7.1 人権委員会は、選択議定書 第 5 条第 1 項に規定されているとおり、当事者によって入手可能とされたすべての情報に照らして、本通報を検討した。

7.2 第 9 条に基づく主張に関して、委員会は、収容の性質が恣意的となるのを防ぐために、拘禁は、締約国が適切な正当性を提供できる期間を超えて継続してはならないという先例法理を想起する。本件において、通報者の入国許可のない非市民としての拘禁は、彼が退去させられるか滞在許可を与えられるかまで、強制的に継続した。締約国は、個人の拘禁を正当化するための特定の理由を提示しているが (パラ 4.15 など)、委員会は、時間の経過や、彼の息子の長期拘禁されたことによる苦難や、締約国が審査期間中にイラク人をオーストラリアから明らかに退去させなかった事実のような、間に介在する事情に照らして、それらの理由が通報者の抑留の継続を正当化するものであると証明できていないことを指摘する (パラ 4.12)。特に、締約国は、通報者の個別の状況に照らして、同じ目的、すなわち、締約国の入国管理政策の遵守を達成するために、例えば報告義務、保証人、その他の条件を課すなどの侵襲的でない手段が存在しなかったことを立証していない。委員会はまた、本件において、通報者は拘禁の継続を法廷で争うことができなかったことに留意する。拘禁の司法審査は、通報者が有効な入国書類を持たない非市民であるかどうかの評価に制限され、関連する法律の直接的な運用により、関連する裁判所は、個々の拘禁が規約の観点から違法であるという主張を検討することができなかったと思われる。

第 9 条第 4 項に基づく拘禁の適法性に関する司法審査は、拘禁が単に国内法に適合して

いることに限定されるものではなく、拘禁が規約の要件、特に第9条第1項の要件と整合しない場合には、釈放を命じることができなければならない。本件では、通報者とその息子は、個別の正当な理由もなく、また、拘禁が規約と整合しているかについて実質的な司法審査を受ける機会もなく、ほぼ2年間にわたり入管収容されていた。したがって、規約第9条第1項および第4項に基づく通報者とその息子の権利はいずれも侵害されたということになる。

8. 市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書第5条第4項に基づき行動する自由権規約委員会は、これらの事実が、通報者とその息子に関して、同規約第9条第1項及び第4項に違反することを示しているとの見解を有する。

(後略)

(抄訳：浦城知子)